

平成19年12月5日

本部内各部課（所、隊）長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

猟銃の操作及び射撃に関する技能検定実施要綱の一部改正について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の4の規定による茨城県公安委員会の実施する猟銃の操作及び射撃に関する技能検定（以下「技能検定」という。）の事務取扱いについては、猟銃の操作及び射撃に関する技能検定実施要綱の制定について（平成3年2月21日付け通達甲生保第4号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、このたび、その一部を別添のとおり改正し、平成19年12月10日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 技能検定の事務取扱いに関する根拠規程を、「銃砲刀剣類所持等取締法の事務取扱いに関する規則」から「銃砲刀剣類所持等関係事務取扱規程」に改めた。
- (2) 技能検定申請手数料の納付に関する根拠規程を「茨城県保安関係手数料規則」から「茨城県警察関係手数料徴収条例」及び「茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則」に改めた。

2 運用上の留意事項

- (1) 技能検定の実施日時及び場所は、射撃検定の希望種別、受検者の数等により指定射撃場を選定し、かつ、当該射撃場の借上げ契約の可能性を検討し、受検者に通知することとしているので、この点についてあらかじめ申請者に教示しておくこと。
- (2) 技能検定合格証明書は、検定実施場所において即日交付することとなるので、

受領印の用意をしておくよう受検者に教示しておくこと。

3 その他

- (1) 技能検定実施の通知を行う際には、併せて火薬類譲受許可申請を行わせてることとなるが、実包の購入については、盗難防止の観点から出来るだけ検定実施場所において購入するよう指導すること。
- (2) 受検者の都合により指定した射撃場で受検できない場合は、申請警察署の生活安全課（係）に申し出るよう指示し、申出のあった場合には、生活環境課長あて連絡すること。

別添

猟銃の操作及び射撃に関する技能検定実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の4の規定により、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う技能検定の実施について必要な手続を定めるものとする。

第2 検定官等

- 1 法第5条の4に規定する技能検定（以下「技能検定」という。）は、茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）が指名する職員（以下「検定官」という。）に処理させるものとする。
- 2 1の本部長の指名する職員は、生活安全部生活環境課（以下「生活環境課」という。）に勤務する職員のうち、技能検定について必要な法律その他の所掌事務に関する知識経験を有すると認められる警部以上の階級にある警察官とする。
- 3 生活安全部生活環境課長（以下「生活環境課長」という。）は、生活環境課職員及び法第9条の3の規定により公安委員会が指定した射撃指導員の中から検定官の補助者を指定し、技能検定の補助をさせることができる。

第3 技能検定の実施場所

技能検定は、法第9条の2の規定により公安委員会が指定した指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）において実施するものとする。

第4 技能検定の実施期日及び場所

- 1 技能検定の実施期日及び場所は、技能検定を受けようとする者（以下「受検者」という。）の数及び指定射撃場の使用状況等を検討し、決定するものとする。
- 2 本部長は、前項の実施期日及び場所を決定したときは、速やかに受検者に銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第6条の7に規定する技能検定通知書により通知するとともに、銃砲刀剣類所持等関係事務取扱規程（平成19年茨城県公安委員会規程第5号。以下「取扱規程」という。）第7条第1項に規定する技能検定申請処理簿に登載するものとする。

第5 技能検定申請書の受理等

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第4条に規定する技能検定申請書（以下「検定申請書」という。）を受理する場合は、検定申請書の記載内容及び

添付写真（提出前3月以内に撮影した無帽正面、上3分身、無背景、縦36ミリメートル横24ミリメートルのもの）を確認し、申請内容及び添付書類に遺漏がないと認めるときは、これを受理し、取扱規程第7条第1項に規定する技能検定申請処理簿に登載しておかなければならない。

- 2 署長は、1の場合において、受検資格等の必要な調査を実施した後、検定申請書の正本に写真を貼付し、技能検定受検者名簿（様式第1号）を添えて、速やかに主管課長を経由して本部長に送付しなければならない。

第6 技能検定申請手数料の納付

署長は、第5の規定により検定申請書を受理したときは、茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）別表第1の18の項に規定する手数料を茨城県収入証紙により徴収する警察関係手数料に関する規則（平成12年茨城県規則第149号）様式第4号の銃砲刀剣類所持関係手数料納付書に茨城県収入証紙をはり付けて納付させなければならない。

第7 技能検定の実施基準

技能検定は、技能検定及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号）に基づいて実施しなければならない。

第8 技能検定結果の発表等

検定官は、技能検定の成績を受検者に発表するとともに、検定申請書に記載しておかなければならない。

第9 技能検定実施状況報告

検定官は、技能検定実施状況について技能検定結果報告書（様式第2号）により、終了後速やかに本部長に報告しなければならない。

第10 合格証明書の交付等

- 1 本部長は、技能検定に合格した者について取扱規程第7条第2項に規定する技能検定合格証明書交付簿に登載するとともに、規則第6条の8に規定する技能検定合格証明書（以下「合格証明書」という。）を技能検定の実施場所において、当該合格者に交付するものとする。
- 2 本部長は、技能検定の結果について技能検定結果通知書（様式第3号）により、関係署長に通知するものとする。
- 3 署長は、前項の規定による通知を受けたときは、取扱規程第6条第2号に規定

する技能検定申請処理簿に所要の事項を登載しておかなければならない。

第11 合格証明書の再交付等

署長は、合格証明書の交付を受けた者から規則第6条の9の規定により合格証明書の再交付又は書換えの申請を受理した場合は、その理由を調査し、理由があると認めるときは、技能検定合格証明書再交付（書換）申請進達書（様式第4号）により生活環境課長を経由して本部長に送付しなければならない。